

健保ニュース

秋

2012

平成23年度

決算のお知らせ

決算の概要について

当健康保険組合の平成23年度決算は5年連続の赤字となりました。23年度は年度始より保険料率を大幅に引き上げたにもかかわらず収入総額は、46億1,706万円（繰入金を除く）に留まり、支出総額は47億5,163万円となりました。その結果、支出が約1億3,457万円上回りました。

これは人員減により実質保険料収入が想定を下回ったこと、そして逆に医療費等保険給付の支出が想定以上に大きく伸びたことが原因と考えられます。また、ここ数年にわたり健康保険組合の財政を苦しめているいちばんの原因は、高齢者医療制度等への支援金としての各

種「納付金」です。23年度も19億3,978万円（対前年108%）支出しており、これは皆様からの保険料収入の約43%に相当する大きな金額となります。今後も高齢化社会がさらに伸展していき、高齢者医療制度の見直しも不透明なため、この状況はさらに悪化していくと考えられます。

また、これまで支出超過時に収入を補填してきた任意の「積立金」も、23年度において底をつき「0円」となってしまいました。よって、今後しばらくは、単年度の保険料収入のみで一年間に発生するすべての支出を賄っていかなければならない厳しい状況が続くこととなります。

一般勘定(健康保険) 決算について

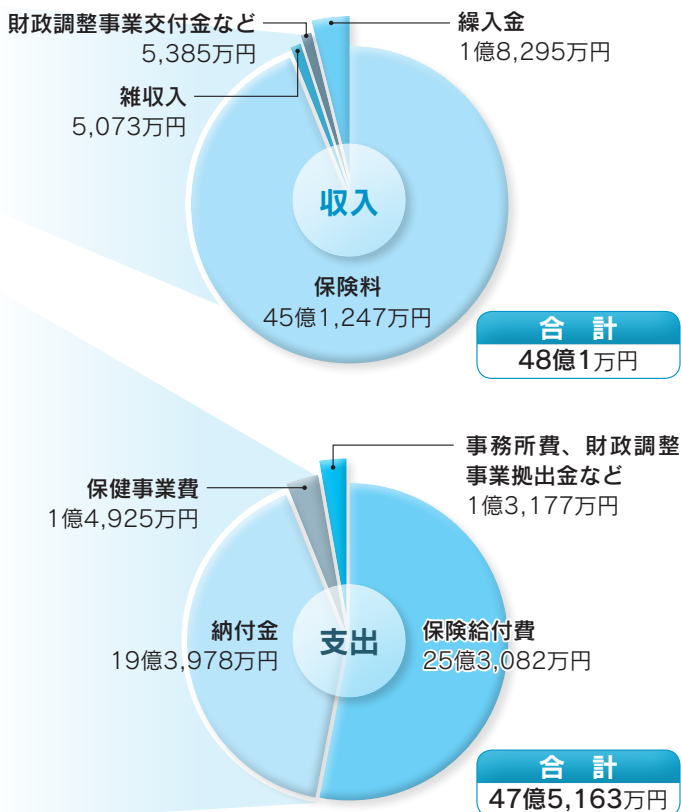
収入の部

保険料収入は保険料率の引き上げにより、45億1,247万円となり対前年で115%伸展しましたが、被保険者数の減少等により、予算額に対して6,826万円の減となりました。その他の収入も加えた全体収入は46億1,706万円（繰入金を除く）となりました。

支出の部

医療費や出産時の一時金または手当金などの保険給付費は、全体で25億3,082万円となりました。これは対前年で104%の伸展で、予算額に対し6,761万円の超過となります。そして各種支援金である納付金は19億3,978万円で、これは対前年108%、金額にして1億3,895万円の増加となります。また、人間ドックやがん検診の運営、および契約保養所の会費などの保健事業費は1億4,925万円でほぼ前年通りの水準で予算を若干下回りました。

以上にその他支出を加えた総支出額は47億5,163万円となりました。収支差（支出超過）となる1億3,457万円分については、任意の積立金である別途積立金および法定の積立金である法定準備金を取り崩して繰り入れることで補いました。



決算後の保有財産について

23年度決算の結果、当組合の保有財産状況としましては、任意の積立金である「別途積立金」は0円、法定の積立金である「法定準備金」は10億7,684万円とな

りました。なお、この法定準備金額は当局から求められている基準額の91.7%に当たり、980万円不足状態にあります。

財政再建に向けて

以上のとおり、当組合の財政状況はかなり厳しい状況にあるといえます。その大きな原因が高齢者医療制度運営等の国側の制度設計にあるとはいえ、組合側での対策も当然必要となります。

被保険者の皆様方には大変厳しいお願いですが、少なくともここ数年は保険料率の増額改定を続けざるを得ない状況にあることをご理解願います。

なお、すでにお知らせしましたとおり、24年度は人間ドックの負担額の見直し、契約保養所の法人会費半減など、可能なところから対応に取り組んでいます。しかし、何といたっても支出の多くを占める保険給付費

の増加をいかに抑えることができるかが、いちばんの課題となります。

ジェネリック医薬品の利用促進、柔道整復師利用適正化の指導なども実施していますが、結局は被保険者の皆様のご理解やご協力が重要となってきます。

また、中長期的に見ると、皆様が健康を維持し病気に罹らないようにするための「疾病の未然防止」や「重症化防止」対応も重要課題のひとつです。25年度以降に向けてはこの点を意識した対策を進めていきたいと思っています。

介護勘定決算について

介護保険は健康保険と異なり、支出額（介護納付金）は当初から定められているため、その支払いに足りるだけの保険料収入を得るための保険料率を設定し、その介護保険収入から指示された介護納付金を納めることになります。

前年度からの繰越金を含めた23年度収入は4億7,638万円、そして介護納付金等の支出額は4億6,153万円となりました。

その収支差（収入超過）である1,484万円は、950万円を24年度に繰越し、534万円を介護法定準備金に積み立てることとしました。

平成 23 年度 収入支出決算概要表

● 一 般 勘 定 ●

収入の部		(単位：千円)
科 目	決算額	
保険料	4,512,471	
雑収入	50,732	
財政調整事業交付金など	53,858	
単年度収入計	4,617,061	
繰入金	182,956	
収入計	4,800,017	

支出の部		(単位：千円)
科 目	決算額	
保険給付費	2,530,826	
納付金	1,939,784	
保健事業費	149,256	
事務所費、財政調整事業拠出金など	131,771	
支出計	4,751,637	

● 介 護 勘 定 ●

収入の部		(単位：千円)
科 目	決算額	
介護保険料	459,041	
繰越金	17,338	
繰入金	0	
雑収入	6	
合 計	476,385	

支出の部		(単位：千円)
科 目	決算額	
介護納付金	461,474	
還付金	62	
合 計	461,536	

※収入超過額14,849千円は、5,349千円を法定準備金へ積立、9,500千円を次年度に繰り越し

※収入超過額48,380千円は法定準備金へ積立

接(整)骨院、はり・きゅう・マツサージのかかりかた

接(整)骨院や、はり・きゅう・マツサージにかかるとき、健康保険の対象となるケースは限られています。

接(整)骨院にかかるとき

健康保険が使える負傷で接(整)骨院(健康保険で施術にかかるところに限り)にかかったときは、保険証を窓口で提示し、かかった費用の3割を支払います。
※未就学児は2割、70歳以上の方は1割(現役並所得者は3割)

健康保険が使える場合

次のような外傷性の負傷(業務災害、通勤災害を除く)

- ①打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ等)
- ②骨折・不全骨折(ひび)・脱臼(応急手当以外は医師の同意が必要)

注意事項

●原因を正しく伝えましょう

健康保険でかかれるものは、急性または亜急性(反復性、持続性)の外傷性の負傷に限られ、内科的な原因による傷病は健康保険ではかかれません。

健康保険が使えない場合

次のような内科的原因によるもの

- ①仕事や日常生活による疲労・筋肉痛・肩こり
- ②スポーツによる肉体的疲労、慢性的な腰痛、五十肩
- ③脳血管性障害後遺症等の慢性病、リウマチ、神経痛、関節炎等

注意事項

●病院との重複受診はできません

同一の負傷について、同時期に接(整)骨院と病院に重複してかかれません。

ただし、負傷の状態を確認するために検査を受ける場合や継続して施術が必要かどうかを確認するために医師の指示を受けることは可能です。

負傷原因の照会(受診内容の確認)にご協力をお願いします

当健保組合では接(整)骨院からの請求内容に誤りがないか確認させていただいております。確認のための照会文書については、業務委託先である(株)大正オーディット健康保険事務センターが発送を行っています。照会文書が届きましたら、期限までに必ずご自身で回答いただきますようお願いいたします。

受診者 No. 9. 100001 (1) 157-0000 健康保険組合 健康 太郎様 生年月日 平成 24 年 10 月 15 日		照会 No. 9. 100001 8888 平成 24 年 10 月 15 日 富国生命健康保険組合 受診 株式会社大正オーディット 健康保険事務センター 158-0000 受診 太郎様 No. 9. 100001 2 月 15 日
整骨院・接骨院の保険診療についての受診照会 あなた様やご家族様が、接骨院で受けられた施術について、下記の事項を照会させていただきます。お手数ですが、太線の枠内についておわかりになる範囲でご記入のうえ、10月23日までに、必ずご返送くださいようお願い申し上げます。同、この照会は健康保険法第59条の規定に基づいて行うものであり、アンケートではございません。		
【本人の氏名・住所・生年月日】 1. この照会文書は、本人の氏名・住所・生年月日について、必ず正確に記入してください。また、その旨を本人に説明し、本人の同意を得た上で記入してください。本人の氏名・住所・生年月日について、正確に記入してください。	【記入日、氏名、連絡先をご記入ください。】 (フリガナ) 受診者 太郎様 または保護者 受診者 No. 9. 100001 2 月 15 日	【受診内容】 2. この受診内容について、必ず正確に記入してください。また、その旨を本人に説明し、本人の同意を得た上で記入してください。本人の氏名・住所・生年月日について、正確に記入してください。
【受診内容】 3. この受診内容について、必ず正確に記入してください。また、その旨を本人に説明し、本人の同意を得た上で記入してください。本人の氏名・住所・生年月日について、正確に記入してください。	【受診内容】 4. この受診内容について、必ず正確に記入してください。また、その旨を本人に説明し、本人の同意を得た上で記入してください。本人の氏名・住所・生年月日について、正確に記入してください。	【受診内容】 5. この受診内容について、必ず正確に記入してください。また、その旨を本人に説明し、本人の同意を得た上で記入してください。本人の氏名・住所・生年月日について、正確に記入してください。

※ご回答いただいた内容については、柔道整復施術療養費の適正化の目的以外には使用いたしません。

はり・きゅう・マツサージにかかるとき

はり師・きゅう師・マツサージ師の施術で、健康保険が使えるケースは次のような場合です。

はり・きゅうで健康保険から給付が受けられるのは…

慢性的な痛みを主とする疾患で、医療機関を受診しても治療効果を得られず、医師がはり師・きゅう師の施術を認めた場合に限って健康保険の対象となります。

対象となる疾患

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎ねんざ後遺症等

マツサージで健康保険から給付が受けられるのは…

筋まひや筋萎縮、関節拘縮等の症状があり、医師が治療上マツサージ師の施術を必要とする場合に限って健康保険の対象となります。

被保険者ならびにご家族（被扶養者）の皆さんへ

特定健診・保健指導を ご存知ですか？

特定健診とは…

かつての健診は、「病気の早期発見・早期治療」を目的としたもので、精密検査や治療を必要とする人たちに受診を促し、高血圧症や糖尿病など個々の病気を中心に保健指導を行ってきました。

現在の健診（特定健診）は、目的を「病気になる前にま

ず予防」へと大きくシフトしています。そのために着目したのは、“さまざまな生活習慣病の根っこにあるのは内臓脂肪の蓄積である”とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の考え方です。

特定健診の結果、異常値や異常値に近い項目が見つかったら、それは生活習慣を見直すサインですので、年に1日は自分の健康を確認する日と決めて、特定健診を受診するようにしましょう。

特定健診の検査項目

通常の治療のための検査は、対象の病気に関連する項目に限定されますが、特定健診では、全国統一の基準でメタボ予防・改善に重点をおいた検査を行っているので、全身の状態をチェックすることができます。特定健診の対象者が受ける基本的な検査項目は右表のとおりです。また、検査の結果、メタボのリスクに応じた特定保健指導が行われます。

当健康保険組合の特定健診・保健指導

当健康保険組合では、被保険者の皆さんについては会社が行う定期健康診断の結果を特定健診結果として利用していますが、対象年齢の被扶養者の方と任意継続被保険者の方につきましては、お住まいの地区の健診機関で受診されるよう直接ご案内をしております。

特定健診の結果、メタボ判定された方には、そのリスクに応じて特定保健指導の「動機づけ支援」と「積極的支援」が行われることになっていますが、当健康保険組合では、平成25年度からの本格実施に向けて、23～24年度においては、指導対象者のなかから一部の方に保健指導を受けてもらっています。

特定健診の検査項目

診 察	質問票
	身長
	体重
	肥満度・標準体重
	腹囲
	身体診察
血中脂質	中性脂肪
	HDL コレステロール
	LDL コレステロール
肝 機 能	AST (GOT)
	ALT (GPT)
	γ-GT (γ-GTP)
尿 検 査	尿蛋白
	尿糖
血 糖	空腹時血糖
	ヘモグロビンA1c (HbA1c)
貧血検査	ヘマトクリット値
	血色素
	赤血球数
心 機 能	12誘導心電図
眼底検査	

どちらか
1つでも可

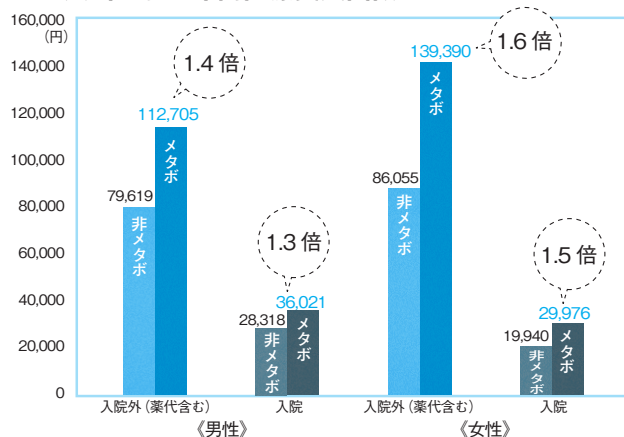
医師の判断で
選択的に実施

メタボのリスクがある人は 1年間にかかる医療費が1.5倍に

メタボのリスクがある人の年間医療費をメタボではない人と比較した場合、男性は入院外で1.4倍、入院で1.3倍、女性は入院外で1.6倍、入院で1.5倍という調査結果があります。メタボは、心身の負担だけでなく、家計にも大きな負担となるのです。



● 1人当たりの年間医療費支出額



※全国健康保険協会「平成20年度の健診データと医療費データの分析」より